

広島県告示第七百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。  
平成二十八年十二月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 名 称                  | 所 在 地                 | 指 定 年 月 日   |
|----------------------|-----------------------|-------------|
| 医療法人至誠会 井上歯科クリニック    | 尾道市久保二丁目一番五号          | 平成二八年一〇月一日  |
| 平戸歯科駅前               | 府中市元町四七二一一            | 平成二八年九月二六日  |
| きらら歯科医院              | 大竹市西栄三一七七一            | 平成二八年一〇月一日  |
| イオン薬局イオンスタイル<br>広島府中 | 安芸郡府中町大須二丁目一一         | 平成二八年一〇月一七日 |
| つくし薬局                | 山県郡安芸太田町加計三四八五<br>一一一 | 平成二八年一〇月一日  |